

韓国の大学の学校企業に関する法律とその意義

尹 敬 勲

I はじめに

コロナの拡大以降、大学をめぐる環境も変わりつつある。例えば、対面授業からオンライン授業へ移行するなど、大きな変化が起きている。しかし、変化には代価が伴う。実際、大学は設備投資の増加、休退者を減らすため経済的に貧窮な状況下にある学生の支援など、財政的負担が増している。また、これだけでなく、少子化によって学齢人口が減少していたため、私立大学は定員確保及び授業料収入の獲得に困難を抱えている。

特に、韓国の大学は、政府が推進している「半額授業料政策」によって物価水準や大学の財政負担の状況に合わせて授業料を増額することができない状況に直面している。実際、日本と同じく韓国の大学も必要な財源を授業料によって補っている。しかし、2011年度から消費者物価上昇率の平均の1.5倍の範囲内に授業料引き上げ率を制限する半額授業料政策によって、事実上大学は授業料を引き下げざるを得なくなった。実際、半額授業料の政策によって大学の重要な財源である授業料収入は、実施前に比べて55%減少した。さらに、これだけでなく、韓国政府は2015年から大学の構造改革政策を展開し、大学に対する補助金を政府の評価結果に基づき「差

等（差別）的に支給し始めた。このような状況によって、大学の財政状況は益々厳しくなり、特に弱小私立大学は四面楚歌の状態に置かれている。

このように大学をめぐる悲観的状况が続く中、一部の私立大学は国に泣き寝入りするより、既存の制度的枠組みを利用し、大学自らなんとか生き残る道を模索し始めている。大学自らが財源確保のために、教員、学生と大学経営者が三位一体になって起業に乗り出している。それが産学連携の制度を活用しが「学校企業」である。

II. 学校企業 の概念

「学校企業 (school-based enterprise)」の概念は、米国では“学生が学校の支援の下で学校や地域社会のために、製品やサービスを生産する活動である”¹⁾と定義されている。一方、韓国では、学校企業を“特定の学科やコースと連携して、学内に企業活動を展開する環境を醸成し、学生たちが物の製造、販売、修理、加工又は下請け作業をサービスとして提供する一連の活動”²⁾として定義している。さらに、最近、韓国では産学連携の形態で学校企業を展開することが定着し、その概念の定義もさらに具体化されている。すなわち、“学校企業は学生や教員が教育及び研究活動のなかで生まれた技術、アイデア、サービスをビジネスモデルとして構築し、収益と実学的教育価値の創造を図ること”³⁾を意味する。それでは、学校企業が展開しているビジネスモデルはどのようなものがあるのだろうか。

アメリカの場合、最も古くから続けられている学校企業の形態は農場経営である。一方、韓国の場合、学生が運営する食堂やコピー室、保育室、小売店、美容室、自動車整備センターなどがある。これらのビジネスモデルは学内で一定の需要があるサービスであるため、外注するのではなく、学校企業が学生主導で運営し、その収益を学生に奨学金の形で還元していた。

しかし、2000年度初め、産学連携が大学経営の重要なキーワードとして浮上り、政府が産学連携を促進するために補助金を助成すると、大学は政府の支援のもとで企業と大学が協力する学校企業の活動に積極的に乗り出した。もちろん、全ての事業モデルに関わることはできず、学部または学科の特性を活かした内容を企業と連携しなければならないという制約はあるが、大学の教育・研究活動の延長でビジネスを展開することができ、学生の就職率を向上させるということは大学として魅力的な要因として作用した。その結果、大学は財源の確保の一つとして学校企業に注目するようになり、年々学校企業を立ち上げる大学の法人は増加傾向である。

Ⅲ. 学校企業に関する法律の概要⁴⁾

大学の財源確保のツールとして注目されている学校企業であるが、どのような法的根拠のもとで実施されているのだろうか。学校企業を推進する土台となる法律は「学校企業の設置運営に関する規定（施行2008. 2. 29, 大統領令第20740号2008年2月29）」である。それでは、詳しく条文の内容を見てみよう。

第1条（目的）この法令は、「産業教育振興と産学連携の促進に関する法律」第36条の規定により、産業教育機関が学校企業を運営可能な事業項目と、その他の学校企業の設置・運営において必要な事項を規定することを目的とする（改正2008年2月22）。

第2条（学校企業の設置・運営計画など）①「産業教育振興と産学連携の促進に関する法律」（以下「法」と記す）第2条第2号の規定による産業教育機関（以下「産業教育機関」と記す）の長は、法第36条第1項の規定による学校企業（以下「学校企業」と記す）を設置・運営する場合は次の各号の事項を含む学校企業設置・運営計画（以下、この条項において「設

置・運営計画」と記す)を策定しなければならない(改正2008年2月22)。

1. 学校企業の所在地
2. 事業項目と関連学部及び学科又は教育課程
3. 担当職員の現況
4. 財政投資計画
5. 施設・設備及び器材運用方法

②産業教育機関の長は、設置・運営計画を樹立する場合において、インターネット、工業教育機関の新聞などを利用して、学生及び教員等学校のメンバーの意見を聞かなければならない。

③産業教育機関の長は、設置・運営計画を樹立する場合、第1項第1号及び第2号に規定されている事項を学校規則(以下「学則」と記す)に記載しなければならない。

④産業教育機関が学校企業を設置・運営する場合は、学校、企業の所在地を管轄する税務署長に産業教育機関の長の名義で「付加価値税法」の定めに基づき、事業者登録をしなければならない(改正2008年2月22)。

第3条(学校企業の所在地) ①学校企業の所在地は、「高校以下は各級学校設立・運営規定」第3条及び「大学設立・運営規定」第4条第1項の規定に基づき校舎施設内または「高校以下各学校設立・運営規定」第6条の規定に基づき校地(学生の教育に使用されている農場などの実習場の敷地も含む)及び「大学設立・運営規定」第5条の規定に基づき校地内に設けるが、学生の教育に必要な場合に限って校舎施設や校地の他の場所に、ただし産業教育機関が所在する市及び道の中の場所に設けることができる。

②第1項の規定にもかかわらず、済州(ジェジュ島)特別自治道の外に所在する産業教育機関の長が済州特別自治道の中に学校企業の設置・運営を計画している場合は、学校企業の所在地を制限しない(全文改正2008. 2. 22)。

第4条(学校企業の設置・運営費の支出範囲) 産業教育機関の長は、当該

産業教育機関の会計の年間収入総額の100分の10の範囲内で、次の各号の事項を考慮して、学校企業の設置・運営費に支出することができる。ただし、外部からの用途を指定して寄付した寄付金は、産業教育機関の会計の年間収入総額に含まない。

1. 学校企業の事業項目と学校企業の数
2. 学校企業に関連する学部及び学科又は教育課程の数
3. 学校企業に関連する職員及び学生の数

第5条（学校企業の支援組織等）①産業教育機関は、当該産業の教育機関に学校企業を支援する組織を設置することができる。

②第1項の規定による支援組織には、学校企業の運営を効率化するために研究員および職員を置くことができる。

③産業教育機関に法の第25条の規定による産学連携団が設置された場合には、産学連携団の研究員および職員は、産業教育機関の長の要求があれば学校企業の業務を遂行することができる。

第6条（現場実習のための産業機関の選定）①産業教育機関の長は、学校企業を学生と教員の現場実習教育と研究に優先的に活用しなければならない。

②産業教育機関の長は、学校企業の施設・設備、教育訓練プログラムの適切さ、職員の数と人的構成、実習条件と福利厚生など、学生の現場実習に適していると認められる場合には、学校企業を「職業教育訓練促進法」第8条の規定に基づき現場実習産業機関として選定することができる（改正2008年2月22）。

③第2項の規定により、現場実習産業機関として選定された学校企業の中で現場実習を受けようとする学生は、「職業教育訓練促進法施行令」第6条の規定に基づく標準協約書に従い、現場実習を受ける7日前までに産業教育機関の長と事前に現場実習契約を締結しなければならない（改正2008年2月22）。

第7条（現場実習単位などの認定）①産業教育機関の長は、当該産業教育機関の卒業に必要な単位または教育課程の4分の1の範囲内で、学則の定めに従い、第6条の規定による学校企業での現場実習の結果を産業教育機関の単位または教育課程を修了したものと認めることができる。

②産業教育機関の長は、第1項の規定により、学校企業での現場実習の結果を単位または教育課程を履修したものと認めようとする場合、学則に現場実習学期または実習期間と実習時間に応じた単位または教育課程の履修程度を定めなければならない。

③産業教育機関の長は、学則の定めに基づき、学校企業の関連学科に属している学生が学校企業での現場実習を履修するようにしなければならない（新設2008年2月22）。

第8条（学校企業の予算）①産業教育機関の長は、当該産業教育機関の会計年度に基づき、産業教育機関に関する予算の関係法令の範囲内で、学校企業の予算を編成し、執行しなければならない。

②第1項の規定による学校企業の予算編成及び執行について必要な詳細事項は、教育部長官が定めて告示する。（改正2008年2月29）

第9条（学校企業の会計処理）①産業教育機関の長は、客観的資料と証拠に基づき複式簿記の原則に従って、学校企業の会計を公正に処理しなければならない。

②第1項の規定により、学校企業の会計を処理するに当たって、財務諸表と連結財務諸表を作成しなければならない。

③第2項の規定に基づき、財務諸表と連結財務諸表は、貸借対照表、運営計算書及び資金計算書を含む。

④第1項から第3項の規定によって、会計処理及び財務諸表及び連結財務諸表の作成についての必要な細部事項は教育部長官が定めて告示する（改正2008年2月29）。

第10条（補償金の支給）①産業教育機関の長は、学校企業の活動の中で純

利益が発生した場合、その収入の発生に直接的に寄与した教職員や学生に対して補償金を支給することができる。この場合、学生のための補償金は、奨学金の用途で優先支給するようしなければならない。

②産業教育機関の長は、第1項の規定に基づき補償金を支給する場合、純利益財源の性格、純利益の金額の規模は関連する職員や学生の学校企業への貢献度などを考慮し、支給額を定める。ただし、具体的な支給の基準は学則にて定める。

第11条（学校企業の事業項目）①産業教育機関が学校企業として設置・運営することができる事業項目は「統計法」の第22条の規定に基づき統計庁長が告示する韓国標準産業分類の事業項目のうち、別表に規定された事業項目を除いた事業項目とする。この場合、事業項目は、当該産業教育機関に設置・運営されている特定の学部及び学科又は教育課程の教育・研究活動と関連性を持たなければならない（改正2007年10月23日改正。）。

②産業教育機関は、学校法人の定款、学則で定めることで当該学校法人の収益事業として運営されている事業項目の場合には、当該産業教育機関の運営や学生の教育に支障を与えない範囲内で、その事業項目を学校企業の活動の中で運営することができる。

第12条（運営細則）産業教育機関の長は、この法令が規定するもののほか、学校企業の設置・運営に関して必要な細部事項を運営細則として定めることができる。

IV. 大学の学校企業に関する法律への期待

上記の学校企業の活動の法的根拠となっている法令の内容を見ると、最も注目すべき点は、学校企業を運営するとその収益を一部ではあるが、大学経営に再投資し、持続的な学校企業の活動が展開できるようにすることである。具体的に言えば、産業教育振興と産学連携の促進に関する法律

第36条に規定に基づいて、大学は学校企業を運営するに当たり、学校会計の年間収入総額から10分の1の範囲内で、学校企業の運営経費として支出することができるということである。また、学内に、学校企業を支援する組織を設置し、その組織が学校企業に参加する学生の実習の単位の管理と、純利益が発生する場合は事業に直接寄与した学生と教職員に補償金を支給するように定められていることである。さらに、収益の他、学校企業は教育部から基本2年、さらに中間評価後に追加で3年、合計5年の間事業費を2億ウォン（約2100万円）から3億ウォン（3100万円）まで支援を受けることができるため⁵⁾、学校企業の運営は大学にとって授業料のほか、最も多くの収益を少なくとも5年間事業が軌道に登るまで確保できる道であると期待される所以である。従って、大学は学校企業の制度を活用し、厳しい状況を克服する道を模索する必要があると思われる。

注

- 1) Gugerty, J., C. Foley, A. Frank, and C. Olson (2008), "Developing and Operating School Based Enterprises that Empower Special Education Students to Learn and Connect Classroom, Community, and Career- Related Skills," *The Journal for Vocational Special Needs Education*, Vol.31, pp. 25-29.
- 2) 学校企業支援事業のホームページ www.sbe.or.kr より
- 3) ソ・ビョングク (2014)、『社会的企業としての学校企業の発展のための法制の研究』、韓国教員大学の修士論文, pp.28-25.
- 4) 国家法令情報センター (<https://www.law.go.kr/LSW//main.html>)
- 5) シンセリョン&ホンジンファン (2015)、[「学校企業の成功要因の事例研究」]、『中小企業研究』第37巻 第2号, pp.3-4.